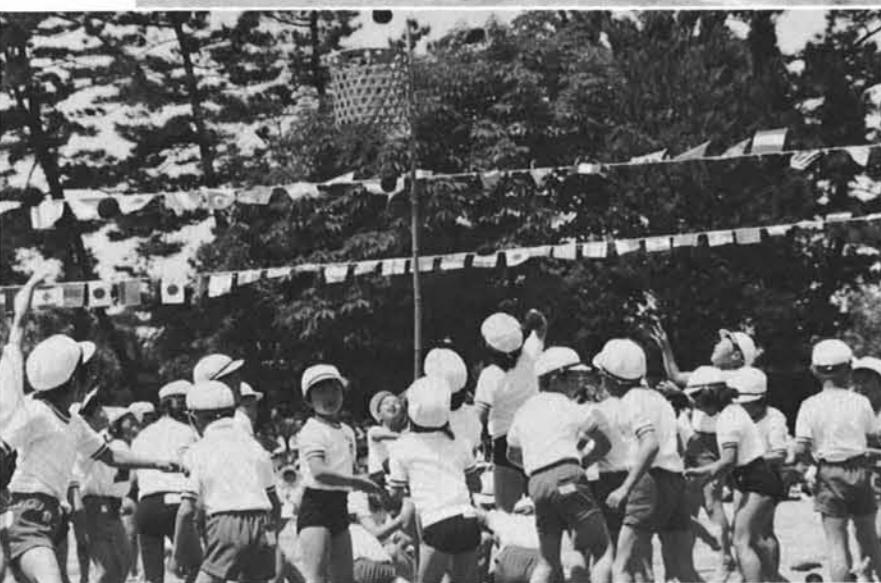




広報 てらどまり



熱戦をくりひろげる 小学校の運動会



〈人口の動き〉

昭和57年6月1日現在 人口13,413(男 6,508 女 6,905) 3,078世帯
 ()内は前月比 (-10) (-6) (-4) (+6)

新潟県三島郡寺泊町役場発行 電話(025875)3111・総務課編集

1982
6/10
No.94

初夏の日ざしのもと 小学校や各地区で

広報てらどまり／昭和57年6月10日発行

●食生活推進委員（敬称略）
原山 しい金山 三
長谷川美子 公民町一
二

食生活推進委員（敬称略）		電話	
原山	しい 金	山	三五七一
長谷川栄子	松沢町一	二五四七	
中元嘉津子	小川町	四四五八	
平野	敏子 上荒町	二五七三	
小林	栄子 片	四五一七	
松田千恵子	大	二二一六	
柳下	明美 荒	二三四三	
河野	キセ坂井町一	四六〇二	
能登シズイ	磯町一	四六五四	
岩富	ヒデ白岩	四六八一	
小林	トヨ港	二三八七	
関根	澄子 田	三八七四	
小越	三子 夏	三六四一	
佐藤	トシ夏	三六五七	
和田	ミタ本	三八五七	
鈴木	小菊年	三九四五	
吉井	ハナ荒	二七六六	
谷	山	友	戸 戸 頭 町

世帯更生資金をご利用ください

この制度は、地域の担当民生委員を通じ、低所得者世帯や身体障害者世帯に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的に、各種資金を低利で貸し付ける、資金貸付制度です。

資金の借り入れを希望する方、詳しい内容を知りたい方は、地区担当民生委員、もしくは役場住民課内社会福祉協議会事務局へおたずねください。

貸付条件一覧

資金の種類		貸付限度	据置期間	償還期限	備考
更生資金	生業費	以内 800,000円	以内 1年	以内 7年	貸付限度 特に必要と認められる場合 1,600,000円以内
	支度費	65,000円			
	技能習得費	月12,000円	6月	6年	貸付限度 特に必要と認められる場合 110,000円以内 貸付期間 3年以内
身体障害者更生資金	生業費	800,000円	1年	9年	貸付限度 特に必要と認められる場合 2,000,000円以内
	支度費	65,000円	6月		
	技能習得費	月12,000円	1年	8年	貸付限度 特に必要と認められる場合 110,000円以内 貸付期間 3年以内
生活資金		月44,000円	6月	5年	貸付限度 特に必要と認められる場合月67,000円以内 貸付期間 技能習得又は療養資金借受中
福祉資金		140,000円	6月	3年	貸付限度 出産費 65,000円以内 葬祭費 97,000 " " 転宅費 60,000 "
住宅資金		850,000円	6月	6年	貸付限度 災害により特に必要な場合 1,200,000円

「健康づくりは主婦の手から」と言われているように、健康づくりには食生活が重要なポイントになります。

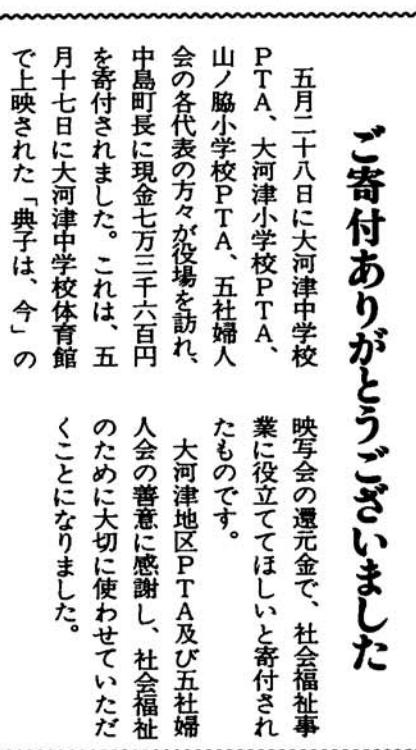
石井	芳子	池ノ尻	四〇七三
遠藤	茂子	田尻	(八三二一五
小黒	幸子	町軽井	(八三四一八
野本	悦子	万善寺	(八三三一九
近藤	マツ	敦ヶ曾根	(八三三三
高橋サツキ	小豆曾根	(七)	一五〇七
小林寛子	竹森	(七)	三五九三
桑原ミヨシ	下桐	(八)	三一八一六

食生活改善のことば
推進員にご相談ください

大河津橋通行規制のお知らせ

一般国道一一六号線大河津橋の老朽化に伴い、次のとおり通行規制がおこなわれています。

越後線の列車ダイヤが一部変更



ご寄付ありがとうございました

五月二十八日に大河津中学校PTA、大河津小学校PTA、五社婦人会の各代表の方々が役場を訪れ、中島町長に現金七万三千六百円を寄付されました。これは、五月十七日に大河津中学校体育館で上映された「典子は、今」の

映写会の還元金で、社会福祉事業に役立ててほしいと寄付されたものです。

一児童手当を受けている方へ 6月は現況届けの提出期間です

児童手当の支給を受けている方は、6月1日から30日までの間に「児童手当現況届」を役場に提出することになります。

現況届けは、引き続いて児童手当を受けるための大切な手続きです。

この現況届けは、受給者の前年の所得の状況と、6月1日現在での児童養育の状況などを確認するために提出していただくものです。

もし、この届けを出さないと、引き続いて受給できる資格があつても、6月分以降の児童手当の支払いを受けることができなくなりますから、必ず期限までに提出してください。

児童手当の内容や届け出の手続きなど詳しいことは、役場住民課におたずねください。



本町の交通安全指導を推進するための一環として、このたび指導車が購入配備されました。

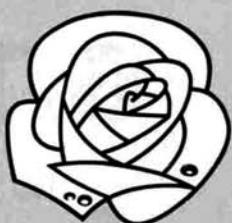
この交通安全指導車は、排気量一千二百CCの小型乗用車で、色は白黒のパトカー仕様、出力二十Wの広報装置と赤色回転灯が備え付けられており、幅広い活動が期待されます。

今後、各種交通安全運動や交通安全教室など各種の交通安全指導の場に活用して、本町における交通事故の発生阻止に役立てていきます。

交通安全指導の充実のために 交通安全指導車を配備

町長選挙

投票日 7月11日



《投票できる人》

寺泊町に住所のある人は投票できますが、次の場合には例外の取り扱いとなりますのでご注意ください。

○転入した人

他の市町村から転入した人で昭和五十七年四月一日以前に転入届けをし、引き続き寺泊町に住んでいる人は投票できます。

○転出した人

町長選挙の場合、投票日までに寺泊町から転出した人は投票できません。

○二十歳になる人

昭和三十七年七月十二日以前に出生して、引き続き寺泊町に住んでいる人が投票できます。

○転居した人

昭和五十七年五月二十四日まで

に町内（部落）転居の届けをした人は、新しい住所で投票できます。

その後に届けをした人は、前の住所地で投票することになります。

不在者投票

不在者投票のできる期間は、昭和五十七年七月四日から七月十日までの七日間です。

時間は毎日午前八時三十分から午後五時まで。出稼ぎ、旅行、入院などで選挙当日投票のできない人は、不在者投票を行ってください。町長選挙の場合は、不在者投票のできる期間が短いので、早めに投票用紙等の請求をしてください。投票用紙等の請求は告示日前でもできます。

なお、大河津地区の人は大河津支所でも不在者投票ができます。

立会演説会日程(予定)

月 日	会 場	時 間
7月 7日	夏戸小学校	午後3時30分
7月 7日	大河津中学校	午後7時30分
7月 8日	野積小学校	午後3時30分
7月 8日	本山小学校	午後7時30分
7月 9日	寺泊町体育館	午後7時30分

選管へのお問い合わせ

電話 寺泊2085(6月28日より)

又は寺泊3111(役場)へ

任期満了に伴う町長選挙が七月四日告示、七月十一日投票に決まりました。四年間町政をゆだねる大切な選挙ですので、あなたの大切な一票をムダにすることなく、投票しないで投票しましょう。

